

平成 21 年 3 月 30 日

お客様各位

帯広信用金庫
理事長 増田 正二

元職員の友人名義借りによるローン不正利用について

このたび、当金庫におきまして、元職員が友人 2 名の名義を借りて当金庫で消費者ローンを不正に利用していた事実が判明いたしました。

社会的・公共的な役割を担い、特にコンプライアンスにおいては厳格な態勢整備が求められる金融機関におきまして、このような事態が発生しましたことは、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

当金庫といたしましては、かかる事態を厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、今後、再発防止に向けて職員の指導教育を徹底し、法令等遵守態勢および内部管理態勢の一層の充実・強化に全力で取り組んでまいります。

記

1. 事件の内容

元職員（42 歳、男性）が、平成 11 年 10 月から平成 16 年 7 月までの間に友人 2 名に依頼し、友人の名義を借りて当金庫消費者ローンを不正利用した事件です。件数は合計 4 件、金額は合計 698 万円です。

なお、元職員が全てのローンを既に返済しており、当金庫の実損はありません。不正利用した融資金は、自己の借入金の返済に充てておりました。

2. 判明の経緯

友人からの問い合わせにより、平成 21 年 2 月 20 日判明いたしました。

その後の内部調査により、上記 1 のとおり消費者ローンの不正利用が判明しました。

3. 不正の手口

契約書類は、いずれも友人本人が署名捺印し、本人確認書類等の必要書類も提出されて書類が完備されていたことから、友人からの問い合わせがあるまでは不正利用を見抜けなかったものです。

4. 関係機関への届出等

監督官庁に対し法令に基づき 3 月 19 日届出いたしました。

また、帯広警察署に対しましても、本日通報しております。

5 . 関係者の処分

元職員は平成21年3月19日付をもって懲戒解雇処分といたしました。

役員の処分につきましては、経営責任を明確にするため、理事長、専務理事をはじめ関係役員の報酬を一定期間減額することといたしました。

また、関係職員の処分につきましては、内部規程に基づき早期に厳正に対処する方針です。

6 . 再発防止策

このたびの事件を厳粛に受け止め、法令等遵守の再徹底はもちろんのこと、不正利用した資金が自分の借入金等の返済に充てられていたことから、職員の身上把握・指導を徹底させるなど、再発防止策および早期発見に取り組むとともに、信頼回復に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先

帯広信用金庫 経営企画部 担当 小森・三浦

0155-24-3171